第5回 北広島市雪対策基本計画検討委員会での主な意見内容と変更対応

資料２

目標	重点施策	施策の内容	意見内容	発言者
1 雪に強い安全安心なまちづくりの推進	1 冬期間の円滑な交通の確保	(1) 市道除排雪水準の向上		
		(2) 交差点の見通しの確保		
		(3) 公共交通機関の利用の円滑化		
		(4) 歩行者空間の確保		
		(5) 除排雪体制の維持・安定化		
		(6) 大雪時における対応と体制の確立		
		(7) 雪堆積場の充実		
		(8) 除雪時における事故の防止		
	2 雪に強い住環境づくりの推進	(1) 雪に対応した街区の形成	ルールとは具体的に何か。	松村委員
			指導を行うとは何か。 新築の際には法に基づきチェックされるが指導は既存不適格建物に対して行うか。	
		(2) 雪に適した建物の工夫		
		(3) 公園・空き地の活用		
2 市民との協働による雪対策の推進	3 雪対策の協働体制の確立	(1) 地域との連携の推進		
		(2) 市民との協働体制の確立		
		(3) 冬のボランティア活動の促進		
		(4) 雪に関する情報の共有化		
	4 雪対策に関する支援の推進	(1) 除雪支援事業の拡充	新たな支援制度について具体的な想定あるか。	松村委員
			個人的には具体的に書かない方が良いと思う。今後の推移により、という含みと捉えている。	委員長
		(2) 市道排雪支援事業の促進		
		(3) 私道除雪の支援		
3 快適に冬を暮らすための取組みの推進	5 冬の市民生活の工夫とルールの確立	(1) 冬の暮らしに必要な工夫やルールの周知、啓発		
	6 雪の有効活用	(1) 冷熱エネルギーの利用促進	「促進」は削除して良いのでは。	委員長
		(2) 冬季イベントの促進		
		(3) ウインタースポーツの普及		
	7 雪処理における安全確保	(1) 雪処理における安全確保		
その他				

提言書項	変更後
11	
11	
11	
12	
12	
12	
13	
13	
16	・注釈等で具体例を示しました。
	・指導はまちづくり指針を想定（宅地造成の際の基準に基づき道路幅員や敷地規模に対し指導を行う）していました。 ・既存不適格建物に対する指導ではないため、「ルールに即した指導を行う」を「適切な運用を図る」にしました。
17	
17	
19	字句の修正 ・「除排雪や市民・企業と協力した」→「協働による」 ・「また、除排雪への理解、協力を得ることを目的に出前講座の開催を進めます。」を最後の段落に移動しました。
20	
20	
21	
22	・既に新たな支援制度について検討を進めていることもあり、そのままとします。
22	字句の修正 ・現状と課題 「小型除雪機貸出事業」→「小型除雪機械貸出事業」
23	字句の修正 ・コラム 「小型除雪機貸出事業」→「小型除雪機械貸出事業」
24	
26	
29	字句の修正 ・「④ゴミ出しは収集日の朝に」→「④ゴミ出しルールの遵守」
30	字句の修正 ・「⑥冬道における安全運転とマナー」→「⑥冬道における安全運転とマナーの啓発」
31	・施策内容を「利用促進」から「利用」にしました。
31	・施策内容を「促進」から「推進」にしました。
32	・施策内容を「促進」から「拡大」にしました。
33	
5	(6)地区別累計降雪量の堆積、(7)近郊都市の累積降雪量の推移のグラフ及び説明文を修正
6	アンケート調査(1)冬の生活で困っていることのグラフ及び説明文を修正
8	字句の修正 2. 計画の位置付け 「定めたものです。」→「定めるものです」 3. 計画期間 「目標期間」→「計画期間」
9	表の中の3-6-(1)「冷熱エネルギーの利用促進」を「冷熱エネルギーの利用」に、(2)「冬季イベントの促進」を「冬季イベントの推進」に、「ウインタースポーツの普及促進」を「ウインタースポーツの普及拡大」にしました。

《重点施策２》雪に強い住環境づくりの推進

《 現状と課題 》

○本市ではこれまで、宅地等の開発事業に当たっては、「北広島市まちづくり指針（宅地開発指導要綱）*」や地区計画*などによって、除雪を考慮した道路網や堆雪スペースを加味した道路構造、公園・緑地などのオープンスペースの配置、宅地内の雪処理などに配慮した最低敷地面積の制限などのルールを定め、住環境の形成を推進してきました。今後もこういったルールに則した指導を行うとともに、様々な工夫により、冬期の気象条件に対応した住環境づくりを進める必要があります。

《 施策の内容 》

（１）雪に対応した街区の形成

今後も「北広島市まちづくり指針」や地区計画などの~~ルールに則した指導を行う~~適切な運用を図ると共ともに、建物の建て方や公園・空き地の活用などにより、総合的に、雪に対応した住環境づくりを推進します。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■まちづくりの指針やルールの遵守

北広島市まちづくり指針：良好な住環境の形成を図るために制定された宅地開発の総合的な指導基準。道路の幅や敷地の規模等について整備基準が定められています。

地区計画：地区の特性に応じたまちづくりを進めるために定められる計画。最低敷地面積や壁面の位置を定めることにより、敷地内の堆雪スペースや落雪場所を確保するなど、雪に対応した街区の形成が図られます。

《 施策の内容 》

（１）地域との連携の推進

それぞれの地域の除排雪の現状や課題について、地域住民・企業、除雪業者、市が情報を共有し、地域の特性に応じた~~除排雪や市民・企業と協力した~~協働による雪対策~~へ~~の取組みを推進するため、地域除雪懇談会の企画、開催を段階的に進めます。~~また、除排雪への理解、協力を得ることを目的に出前講座の開催を進めます。~~懇談会では、除排雪に関する問題点の整理による除雪マップづくりや空き地・公園利用のルールづくりなどを話し合い地域との連携を図ります。

また、除排雪への理解、協力を得ることを目的に出前講座の開催を進めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■除排雪への理解・協力
■地域懇談会や出前講座などへの積極的な参加
■地域コミュニティ活動への参加

《重点施策４》雪対策に関する支援の推進

《 現状と課題 》

○除雪が困難な世帯への支援には、近所の助け合いやボランティア、行政が行う除雪サービス事業などがあります。本市では、高齢者や障がい者の方などを対象とする除雪サービス事業、融雪装置設置費補助事業やボランティア活動の促進を図る小型除雪機械貸出事業などを実施していますが、認知度及び利用度が高い状況ではないことから、支援制度の周知、拡充を図る必要があります。

○市道排雪支援事業は、冬期間のより快適な生活環境の向上を図るため、自治会と除排雪業者とが行う生活道路等の排雪に対し、市が 1/2 を補助する制度です。平成９年度の事業開始以来、平成 21 年度では 62 団体、実施率も 52.5%と順調に増え続けており、今後もこの事業の拡大を図る必要があります。

《 施策の内容 》

（１）除雪支援事業の拡充

除雪が困難な世帯への支援や市道排雪の支援などを進めるため、除排雪支援事業の周知を図るとともに、現行制度の充実や新たな支援制度を検討し、市民との協働の雪対策を推進します。

コラム 各種除雪支援事業一覧

除雪サービス事業（福祉除雪）

●代わりに除雪を行える親族が市内にいない方で、次の年齢等及び所得要件を満たす方に対し、無償で除雪を行います。

①一人暮らしの高齢者（６５歳以上）又は高齢者世帯で身体的事情により除雪作業が困難な世帯

②重度の身体障がいのため除雪作業が困難な世帯

【所得要件】

①市民税が非課税世帯

②市民税が均等割のみの課税世帯

③税制改正の影響を考慮して税制改正前と同じ基準で市民税を算出した結果、①又は②の状態となる世帯

融雪装置設置費補助事業

●市内に１年以上居住し、次のいずれかの方だけで構成される世帯に対し、融雪装置（ロードヒーティング）設置費の一部を補助します。

①７０歳以上の高齢者

②重度の障がい者

【対象装置】

自宅玄関から公道までの間に、新たに設置するロードヒーティング

【補助内容】

融雪装置の設置にかかる経費（工事費・購入費）の３分の２以内
（補助限度額２０万円）

小型除雪機械貸出事業

●冬季間における生活環境の向上のため、自主的に除雪を実施する団体に対して小型除雪機を貸出ししています。

【貸出し要件】

①貸出期間は、１週間

②作業する方全員がボランティア保険への加入が必要（１人当り２８０円）

③除雪機の燃料費の負担

※ 除雪機の最初の運搬と最後の回収は市で行います。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■冬の市民生活ルールや関係法令の遵守、マナー向上についての理解・協力
■堆積スペースの確保、敷地内から道路への雪出しをしない
■堆積スペースが十分でない場合は、雪を踏み固めるなどの工夫や融雪装置、個人排雪の利用

④ゴミ出しは収集日の朝にルールの遵守

収集日の前日にゴミを出すと、朝方の除雪を行う際に、雪と一緒にゴミを巻き込んで散乱させてしまうことがあるため、ゴミは必ず収集日の朝に出すよう周知、啓発を進めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■ゴミは必ず収集日の朝に出すように心がける

⑤路上駐車の防止

冬期間の路上駐車については、除雪作業の支障となるばかりではなく、緊急車両の通行の妨げにもなることから、自治会、警察署、市が連携・協力し、防止対策の徹底に努めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■駐車スペースの確保、路上駐車をしない

⑥冬道における安全運転とマナーの啓発

スピードの出しすぎや「急」のつく運転の抑制、見通しの悪い交差点での注意走行など、路面状況を確認し気持ちにゆとりをもった冬道の安全運転の啓発に努めます。また、狭隘になった冬道における譲り合いなどのマナーについて、周知、啓発に努めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■スピードを抑え、「急」のつく運転をしない安全運転、見通しの悪い交差点などにおける注意走行
■狭隘になった冬道での譲り合い

《重点施策６》雪の有効活用

《 現状と課題 》

○近年、雪や氷でつくった室などに野菜等を貯蔵するシステムや雪を活用した冷房システムなどの実験・研究が行われており、冷熱エネルギーの活用を進める取組みが必要となっています。

○本市では、冬期間のイベントも開催されていますが、今後とも雪と親しむ取組みを進める必要があります。

○ウインタースポーツは、雪国では多くの市民が親しんできたものですが、近年では、様々な問題からスキーやスケートなどを楽しむ人々が減少傾向にあることから、冬の健康づくりのためのウインタースポーツの推進を図る必要があります。

《 施策の内容 》

（１）冷熱エネルギーの利用促進

大がかりな施設を使わずに雪山を利用した低コストの野菜貯蔵庫の実験も進められていることから、冷熱エネルギーの利用促進に向け、情報収集に努めるとともに、支援の方策などについて検討します。

（２）冬季イベントの促進推進

冬季イベントは屋内に閉じこもりがちな冬の生活に活力を呼び込みます。本市では、「ふれあい雪まつり」を開催しており、多くの家族連れなどでにぎわいをみせています。

また近年、冬を彩るイルミネーションが広がりをみせており、市内でイルミネーションを飾っている住宅を見学するバスツアーも行われています。

今後も運営方法の検討を図りながら、冬を楽しむ冬季イベントを支援します。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■冬期季イベントへの参加・協力

（3）ウインタースポーツの普及促進拡大

市内には２か所のスキー場があり、また「エルフィンロード歩くスキーの集い」などのスポーツイベントも行われ、多くの人々が参加しています。

今後も雪に親しみ、冬の健康づくりを促進するウインタースポーツの普及を進めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■ウインタースポーツなどへの参加・協力

エルフィンロード歩くスキーの集い

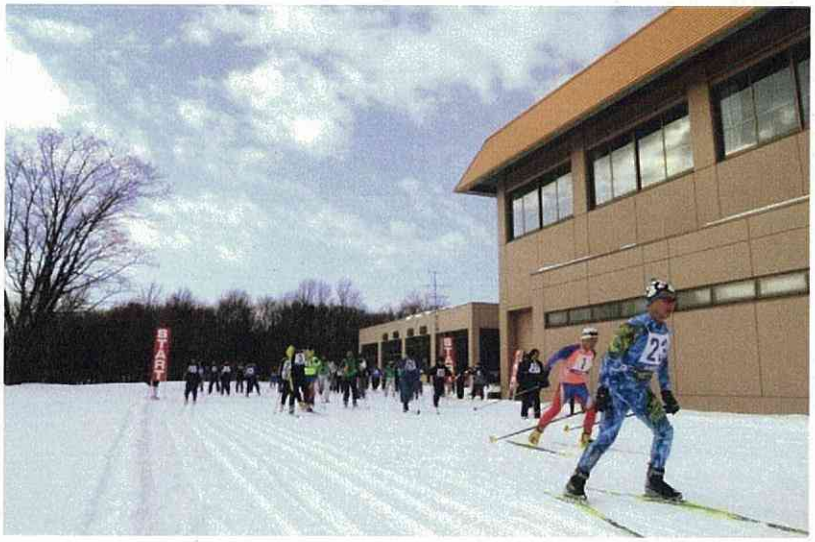

（６）地区別累計降雪量の推移

東部地区（観測地点：土木事務所）、北広島団地地区（同：青葉町）、西の里地区（同：西の里）、西部地区（同：輪厚）、大曲地区（同：里塚）の年間の累計降雪量は、地区によって降雪量が大きく異なり、多い年で約２ｍの差があります。

地区別の累計降雪量の推移（H18～H22）

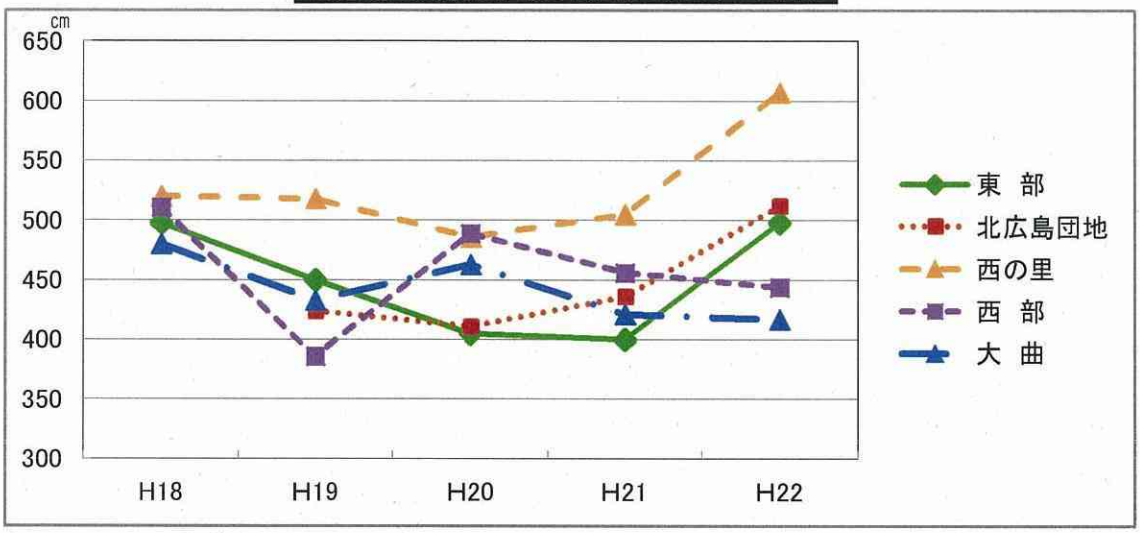

＊北広島団地地区のH18のデーターは未計測

（７）近郊都市の累計降雪量の推移

近郊都市との累計降雪量の比較では、年によって差がありますが、本市は近隣都市と比べ少なめに推移しての中で中位となっています。

近郊都市別の累積降雪量の推移（H17～H21）

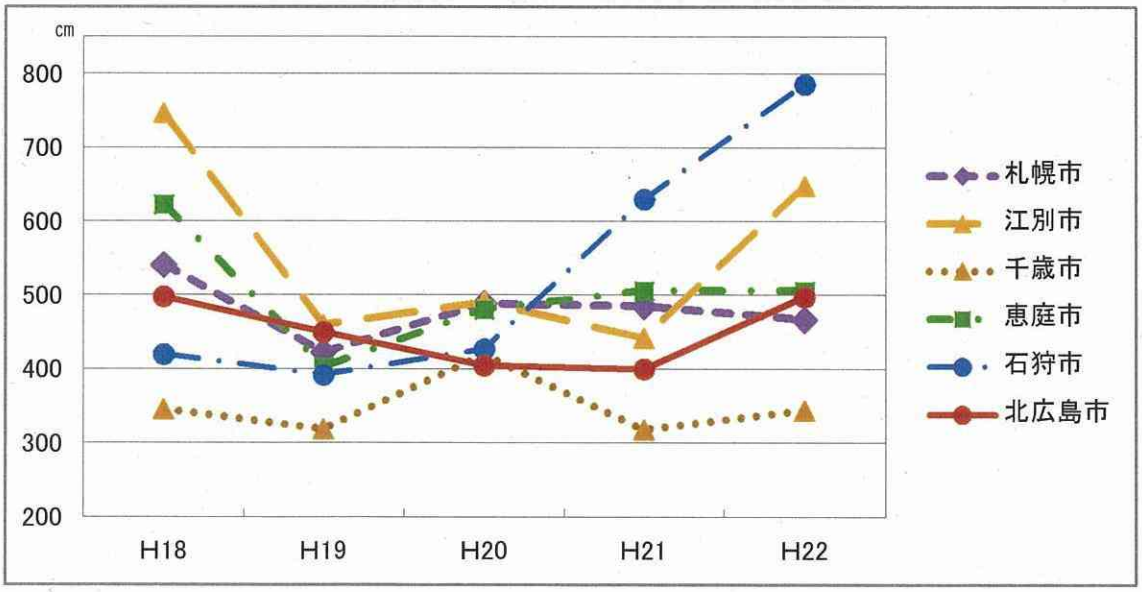

（8）除雪車の保有状況

長引く景気低迷により、除雪作業を行うことができる業者が減少したり、除雪車を手放す業者が増えています。

また、除雪業者の経営状況の悪化などから保有する除雪機械の更新が進まず、除雪機械の老朽化が進んでいます。

除雪車保有状況

	除雪車両台数	備　考
市内業者保有台数	33 台	11 社
市外業者保有台数	16 台	4 社
市保有台数	10 台	
リース車両台数	5 台	
計	64 台	

＊ 市内外の業者が保有する除雪車 49 台の内、使用年数が 15 年以上の車両は 28 台（57.1%）となっている。

[平成 23 年 4 月現在]

2．市民意向　～　冬の生活に関するアンケート調査から

（1）冬の生活で困っていること

冬の生活で困っていることについては、「自宅前の置き雪の処理除雪」が最も多く、次いで「車道の除雪~~の改善~~状態」、「雪を捨てる場所~~の確保~~」、「歩道の除雪~~の改善~~状態」となっています。

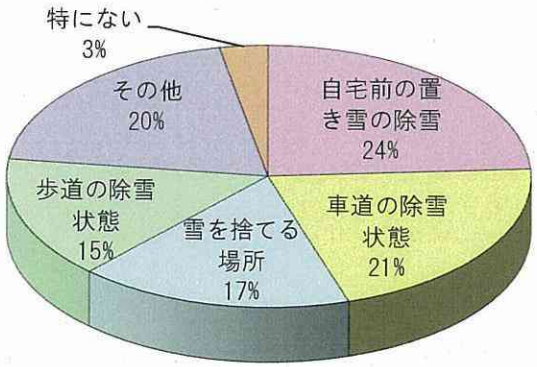

3 計画の基本的事項

1．計画策定の根拠

平成 18 年の豪雪を受けて、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 条）第３条第１項で定められている豪雪地帯対策基本計画の変更が行われ、その中で「市町村における雪対策に関する総合的な計画の策定を推進するとともに、これを十分に配慮し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める」と明記されました。

これを受け、本計画を「北広島市雪対策基本計画（雪・みちプラン）」として定めるものです。

2．計画の位置づけ

本計画は平成 22 年度に策定した「北広島市総合計画（第５次）」を上位計画とし、その中で「快適な生活環境のまち」を実現していくための施策の一つとして、策定が位置づけられています。また策定の際に、他の関係する計画との整合性を図りながら定めたるものです。

3．計画期間

本計画の目標計画期間は平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とし、期間内に本計画で定めた目標を目指し、施策を実行していくものとします。また、今後の社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況などにより、必要に応じ適切に見直しを行うこととします。

4 計画の目標と施策の体系

雪対策は住民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割を担うことによって、安心して暮らせる冬の生活環境を形成することができます。

そこで本計画では、雪対策に関する協働のあり方や役割分担等についての基本的な考えを定めるとともに、協働に基づく雪対策の推進を図るため、３つの目標と７つの重点施策を掲げます。

目標	重点施策	施策の内容
1 雪に強い安全安心なまちづくりの推進	1 冬期間の円滑な交通の確保	(1) 市道除排雪水準の向上
		(2) 交差点の見通しの確保
		(3) 公共交通機関の利用の円滑化
		(4) 歩行者空間の確保
		(5) 除排雪体制の維持・安定化
		(6) 大雪時における対応と体制の確立
		(7) 雪堆積場の充実
		(8) 除雪時における事故の防止
	2 雪に強い住環境づくりの推進	(1) 雪に対応した街区の形成
		(2) 雪に適した建物の工夫
		(3) 公園・空き地の活用
2 市民との協働による雪対策の推進	3 雪対策の協働体制の確立	(1) 地域との連携の推進
		(2) 市民との協働体制の確立
		(3) 冬のボランティア活動の促進
		(4) 雪に関する情報の共有化
	4 雪対策に関する支援の推進	(1) 除雪支援事業の拡充
		(2) 市道排雪支援事業(自治会排雪)の促進
		(3) 私道除雪の支援
3 快適に冬を暮らすための取組みの推進	5 冬の市民生活の工夫とルールの確立	(1) 冬の暮らしに必要な工夫やルールの周知、啓発
	6 雪の有効活用	(1) 冷熱エネルギーの利用~~促進~~
		(2) 冬期~~季~~イベントの~~促進~~推進
		(3) ウインタースポーツの普及~~促進~~拡大
	7 雪処理における安全確保	(1) 雪処理における安全確保